司法試験自動解答における論理型言語 PROLEG ルール生成のための 過去問分析と設計 Question Analysis and Rule Design for Generating PROLEG Rules towards Automatic Legal Bar Exam Solver

狩野 芳伸 静岡大学情報学部 kano@inf.shizuoka.ac.jp

There have been COLIEE competitions held, which aim to extract legal information and to resolve legal textual entailments by answering Japanese legal bar exams. We analyzed 72 past legal bar exam problems to examine possibility of automatic solver. In order to construct such an automatic solver, we use logical programming language called PROLEG, which performs legal reasoning by defining logical rules. While PROLEG rules are normally defined manually, our ultimate goal is automatic generation of PROLEG rules as the first research. Our approach combines natural language processing and logical inference by PROLEG. Assuming that the natural language processing part could be available in future, we implemented programs for other parts that do not perform natural language processing. We performed subjective evaluation for easiness of associating PROLEG rules with problem sentences. Furthermore, we suggest new rule design that makes rules fitting better with natural language processing. This design should allow solving more problems automatically.

1. はじめに

試験の自動解答は自然言語処理や人工知能の主要なベン チマーク課題のひとつといえる。その中で、我が国の司法 試験自動解答についても様々な取り組みがされている。 COLIEE (Competition for Legal Information Extraction and Entailment) ワークショップは、法律文書の情報検索 や含意関係認識問題に関するコンテストとして毎年開催さ れている[1][2][3]。2018年に開催された COLIEE 2018[4] では、事件について判例を抽出するタスク(Task1)、判 例から判決を決定するタスク(Task2)、問題文から関連 する条文を検索するタスク(Task3)、法的質問に対して、 関連する条文が分からない状態で、2値(Yes/No)で解答す るタスク(Task4)の四つのサブタスクが設定された。 Task3 および4は我が国の司法試験から民法短答式の問題 を用いたものである。本稿はこのうち、主にTask4の内容 を対象とする。

Task4 では、訓練データとして、質問、関連条文、質問 の答え(Yes/No)が与えられ、テストデータとしては質問 のみが与えられる。多くの参加チームは、機械学習や単語 の重要性の解析を用いて自動解答を試みたが、我々は Prolog[5]をベースにした論理型言語 PROLEG[6]を用いた、 自然言語処理と論理推論を組み合わせるアプローチをとる。

PROLEG は、判例や条文をルールとして論理的に記述 することができ、それに質問の事実を加えて記述すること で、法的問題を推論することができる。PROLEG を用い ることで、自然言語処理と法的知識に基づいた、人間の解 答プロセスに近い方法で自動解答を実現できるのではない かと考える。法的知識を論理として正しく組み込むことが できれば、自然言語処理の性能如何で自動解答の正答率が 格段に上がると期待される。

佐藤ら[7]は、契約文書に対して独自に作成したフレーム を用いて自然言語処理を行い、PROLEG ルールへの変換 を行っている。佐藤らの研究は契約に関する文章に限った ものであるが、司法試験の問題は契約に関する問題だけで なく、契約に関しない問題がさまざまな状況、さまざまな 文体で問われる。より多くの問題に適応するためには、膨 大なフレームの設計が要求されるだろう。本研究では、法 的知識に基づいた自然言語処理により問題文に対応するの ではなく、法的知識はすべて PROLEG ルールとして組み 込まれているものと仮定する。自然言語処理においては、 問題文の単語と PROLEG ルールの単語をどう結びつける か、という焦点で取り組む。このアプローチを進めるため に、本稿では司法試験の問題文を PROLEG ルールに変換 する手法を提案し、PROLEG ルール自動生成プログラム の作成を進め、さらにこの手法に基づいた自動解答の可能 性について分析を行う。

2. PROLEG

PROLEG とは。論理型言語 Prolog を法律用に拡張した ものである。ルールを記述することにより、法的推論を行 う。ルールは、Y(X1,X2,...Xn)と表記される。Y が権利や 行為を指し、述語とよばれる。X は動作主や目的語などが 記述され、引数とよばれる。<=記号を使った Y1(X1) <= Y2(X2)という表記は、Y2は Y1 が成立するために必要なル ールを示す。この Y2 を Y1 の要件事実とよぶ。Y1(X1) <= Y2(X2), Y3(X3).などと表記すると要件は AND 条件になる。 proleg 条件(Y(X)).という表記は、Y=X の関係を示す。引数 には、定数と変数の 2 種類がある。定数は確定的な単語で あり、変数は推論過程で具体化される。変数は「アンダー スコアで始まる」「大文字の英字で始まる」、定数は「小 文字の英字で始まる」「漢字で始まる」、定数は「小

所有権に基づく返還請求権(」所有権者,_相手方,_対象物)<= 所有権(」所有権者,_対象物), 占有(_相手方,_対象物).

というルールは、「"所有権者による、ある対象物につい ての、相手方に対する、所有権に基づく返還請求権"が成 り立つためには、"所有権者による、対象物についての所 有権と"、"相手方による、対象物の占有"が成り立つ必 要がある」と読める。

以下では具体的な問題の解き方と共に PROLEG ルールの作り方を説明する。

[問題文]

土地の所有者は、同土地を不法に占有する者に対して、所 有権に基づき土地の明け渡しを求めることができる。

この問題では、物権的返還請求権が認められるかどうかが 焦点となる。この物権的返還請求権を軸に、要件事実を展 開する。これを、PROLEG では Rule Base とよぶ。Rule Base とは、民法と裁判例を PROLEG ルール化したもので ある。Rule Base では、A0 <= B0.と要件事実を展開した 後、B0についてもさらに要件事実があれば展開し、要件 事実がなくなるまで続ける。上の問題の物権的返還請求権 については、次のような結果が得られる。

物権的返還請求権(所有権者,_相手方,_対象物)<= 所有権に基づく返還請求権(所有権者,_相手方,_対 象物). 所有権に基づく返還請求権(所有権者,_相手方,_対象物)<=

proleg条件(現時点(占有時)), 所有権(所有権者,_対象物,_占有時), 占有(相手方,_対象物,_占有時).

所有権(_所有者,_物,_時点)<= 所有権(_所有者,_物,_もと所有時,_時点). 所有権(_所有者,_物,_もと所有時,_問題となる時点)<=

もと所有(_所有者,_物,_もと所有時,_問題となる時 点).

この Rule Base において、末端の要件事実、つまり<=に よって展開されている要件事実がないルールについて記述 するのが、Fact Base である。Fact Base とは、問題にお ける事件の事実を PROLEG ルール化したものである。上 の例では、末端にあたるのが

proleg条件(現時点(_占有時)). 占有(_相手方,_対象物,_占有時). もと所有(_所有者,_物,_もと所有時,_問題となる時点).

である。Fact Base においては、これは

現時点(_占有時). 主証(占有('B',土地,_占有時)). 主証(もと所有('A',土地,_もと所有時,_問題となる時点)).

と記述される。

proleg 条件は、要件ではなく条件として表現したい場合 に用いる記法である。proleg 条件は、Fact Base では proleg 条件0述語を外して表現される。通常の要件事実に ついては主証0述語で囲う。さらに、引数は「_相手方」→ 「'B'」、「_対象物」→「土地」など、事実に基づく単語 に置き換えられる。「_占有時」などは問題文に具体的な 数値が記述されていないため、変数の形のままで記述する。 PROLEG では Rule Base のトップのルールを質問とし て記述する。今回の例でいえば、請求権存在(物権的返還 請求権('A','B',甲土地)).と記述する。引数は Fact Base と同

様に事実に基づく単語に置き換える。請求権存在 0述語は、 PROLEGの推論を true/false で出力するコマンドである。 Rule Base には以下のような例外事由がありうる。

売買契約に基づく代金支払請求権(売主,_買主,契約(売買,_ 売主,_買主,_物,_合意時))<=

合意(売買, 売主, _買主, _物, _合意時). 例外事由(売買契約に基づく代金支払請求権(売主, _買主, _ 契約),同時履行の抗弁(_買主, 売主, 契約, 契約)).

「売買契約に基づく代金支払請求権」のようなルールに対 して例外事由となるルールが存在していれば、そのルール を記述する。この場合は、「同時履行の抗弁」が成り立て ば、例外が成り立ち、「売買契約に基づく代金支払請求権」 は成り立たない。問題文から、ルールに対して適切な例外 事由を選択する。

3. 提案手法

将来的な自動解答の方法として、以下の手順を提案する:

- 問題文を自然言語解析し、Rule Base のトップルール (請求権存在()述語に入るべき述語名)を特定する
- 2. 上記で特定した述語の要件事実を、要件事実群をまと めたファイルから検索して Rule Base を生成する。
- 生成した Rule Base から、Fact Base で記述すべき述語 を抜き出し、引数などを Fact Base の形式に変換する。 引数については、問題文と照合して定数と変数を分類 する。
- 4. 完成した質問、Rule Base、Fact Base を Prolog 実行系 で実行する。

上記の手法の準備として、自然言語処理を必要としない部分 をプログラムで作成し、自然言語処理を行った場合の自動解答 の可能性について分析を行った。結果と分析は後述する。

言語処理を必要とする部分については、主に三つある。

まず、Rule Base のトップルールを判断する部分である。問題 文を解析し、何を問われているのかを特定し、述語名の候補群 と照合する。

次に、例外事由としてルールを選択する場面である。同様に 問題文を解析し、例外事由の候補群と照合する。

最後に、Fact Base の生成である。Fact Base は、「_対象物」→ 「土地」など、Rule Base における表現を事実に基づく単語に置 き換えていた。ただし、本研究の目的は正しい PROLEG ルール の生成ではなく、問題の解答である。問題を解きたいだけなら、 「土地」に置き換えずとも、「対象物」と、ただアンダースコアを外 して定数に変換するだけでよい。言語処理を必要とするのは、 どの引数を定数とし、どの引数を変数とするかという分類である。

先の例の引数のうち、「_相手方」「対象物」「_所有者」「_物」に ついては、問題文に存在が明記されている。このような引数は、 Fact Base において定数とする。「_占有時」「_もと所有時」「_問題 となる時点」については、問題に時間的要素の記述がないため、 Fact Base において変数とする。これをまとめると、以下の Fact Base が完成する。

%Fact Base 現時点(占有時). 主証(占有(相手方,対象物,」占有時)). 主証(もと所有(所有者,物,」もと所有時,間題となる時点)).

実際に Fact Base として上記の形式を用いたとしても、問題の 解答結果は一致する。よって、Fact Base の生成においては、問 題文に明示的な記述があるかないかによって、定数と変数を分 類すればよい。ただし、定数と変数を分類するだけでは、不整 合が起き、正しく解けない問題も例外としてある。

4. 実験

自然言語処理を行った場合の自動解答の可能性を分析す るために、自然言語処理を行わない部分についてプログラ ムを作成した。具体的には、Rule Base トップルールから要 件事実をたどり、Rule Base を生成する部分については、過 去問の Rule Base のいくつかをまとめた仮想的な要件事実 群ファイルを作り、それについて、指定したルールから要 件事実を末端まで展開し、出力するプログラムを作成した。

Fact Base を生成する部分については、先の出力の Rule Baseから、Fact Baseに記述すべき末端の要件を抜き出し、 主証()述語で囲む。引数の分類は、言語処理を行わないた め確実に分類ができないが、「_契約時」のような時間的 要素や、「_請求額」のような数値的要素は、問題の事実 に関わらないことが多いため、今回は、それらを変数、そ れ以外を定数として扱った。

5. 結果と分析

司法試験の過去問題のうち、72 問について分析を行った。 分析する問題として、佐藤らが手動で PROLEG 化を行った、 平成 18 年から平成 27 年までの問題を用いた。これらの司 法試験過去問で自然言語処理が必要な三つの作業について、 容易性を判断し、分析した。

まず、Rule Base のトップルールを判断する部分について、 「述語名と同じ言葉が問題文に含まれている」「述語名に 近い表現が問題文に含まれる」「述語名に近い表現が問題 文に含まれない」の3つに分類した。具体的な例を示す。 図1は「述語名と同じ言葉が問題文に含まれる」の例、図 2は「述語名に近い表現が問題文に含まれる」の例、図3 は「述語名に近い表現が問題文に含まれる」の例である。

[問題文]

土地の賃貸人が借地契約の更新拒絶をするためには,正 当の事由がなければならないほか,契約期間の満了の1 年前から6か月前までの間に賃借人に対して更新をしな い旨の通知をしなければならない。

請求権存在(更新拒絶(賃貸人,賃借人,契約(賃貸借,賃貸人,賃借人,土地,建物所有目的,平成1年1月1日),平成30年1月1日)).

図1平成18年度短答式民事系第24問選択肢エ

図1の問題では、問題文に「更新拒絶をするためには、」 という表現があり、この問題の主たる述語が「更新拒絶」 であることは明らかな上、Rule Base に「更新拒絶」とい う完全に一致するルールがある。

[問題文]

ABが共有している建物の管理費用をAが立て替えた場合,Aは,Bからその共有持分を譲り受けたCに対し, 当該立替金の支払を請求することができる。(正)

請求権存在(立替金支払請求権('A','C',管理費用(共有建物,'A支払額',平成2年1月1日))).

図 2 平成 18 年度短答式民事系第 26 問選択肢 5

図2の問題では、問題文に「立替金の支払を請求する」 という表現があり、Rule Base トップルールの述語名「立 替金支払請求権」と容易に結びつけることができる。

[問題文]

被相続人Aから相続開始前に甲不動産を買い受けたX は、Aの唯一の相続人Bの債権者YがBに代位して甲に つきBの相続登記をした上で甲を差し押さえた場合、登 記がなくても、甲の所有権取得をYに対抗することがで きる。(誤)

請求権存在(異議権の存在(X',Y',甲不動産)). 図 3 平成 19 年度短答式民事系第 8 問選択肢ア

図3の問題では、Rule Base トップルールの述語名「異 議権の存在」について、問題文に「異議」という単語もな く、表現から見ても結びつけることは難しいと判断した。 分析結果を表1に示す。

表1 Rule Base トップルールの述語名判断容易性の分析結果

| 分類 | 問題 数 | 割合 |
|--|---------|-------|
| Rule Base トップルールの述語名と 同じ単語が問題文に含まれている | 3 | 4.2% |
| Rule Base トップルールの述語名に 近い表現が問題文に含まれる | 30 | 41.7% |
| Rule Base トップルールの述語名に 近い表現が問題文に含まれない | 39 | 54.2% |

次に、例外事由としてルールを選択する場面について、 「Rule Base に例外事由が含まれない」「例外事由のルール の述語名と同じ言葉が問題文に含まれる」「例外事由のルー ル名と近い表現が問題文に含まれる」「例外事由のルー ル名と近い表現が問題文に含まれない」の4つに分類した。 分類の基準は、Rule Base トップルールと同じである。分析 結果を表2に示す。

| 表2 例外事由(| ルールの判断容易性の | 分析結果 |
|----------|------------|------|
|----------|------------|------|

| 分類 | 問題 数 | 割合 |
|--------------------------------|---------|-------|
| Rule Base に例外事由が含まれない | 22 | 30.6% |
| 例外事由のルールの述語名と同じ言葉 が問題文に含まれる | 1 | 1.4% |
| 例外事由のルール名と近い表現が問題 文に含まれる | 9 | 12.5% |
| 例外事由のルール名と近い表現が問題 文に含まれない | 40 | 55.6% |

最後に、Fact Base の生成の容易性について、分析した。 Fact Base の生成においては、問題に事実として記述されている引数を定数とし、記述されていない引数を変数として 分類を行う。これについて、「_契約時」のような時間的 要素や、「_請求額」のような、数値的要素は、問題に記 述されていないことが容易に判断できるため、時間的要素 や数値的要素が変数、それ以外が定数となっている問題を 「定数と変数の分類が簡単」、そうでない問題を「定数と 変数の分類が難しい」として、分類した。ただし、前述し たとおり、Fact Base の生成においては、定数と変数を分類 するだけでは正しく解けない例外的問題がある。例外的問 題はまだ定量的に検証できていないが、このために実際に はもう少し解ける割合が少ない。分析結果を**表3**に示す。

表 3 Fact Base の生成容易性の分析結果

| 分類 | 問題数 | 割合 |
|--------------|-----|-------|
| 定数と変数の分類が簡単 | 51 | 70.8% |
| 定数と変数の分類が難しい | 21 | 29.2% |

これらはそれぞれの要素の結果を別々にまとめたものだ が、次にこれら3種類の要素をあわせたものを考える。 Rule Base のトップルールや例外事由のルールの判断容易性 が「近い表現が問題文に含まれる」以上であれば、問題を 自動解答する見込みが高い。Fact Base については、「定数 と変数の分類が簡単」であれば同様に見込みが高い。これ に基づいた分析結果を**表**4に示す。

表4問題正答容易性の分析結果

| 分類 | 数 | 割合 |
|---|----|-------|
| Rule Base のトップルールの述語名判断容易性が「近い表現が問題文に含まれる」以上かつ 例外事由のルールの判断容易性が「近い表現が問題文に含まれる」以上 かつ Fact Base の生成容易性が「定数と変数の分類が簡単」 | 16 | 22.2% |

Rule Base のトップルールの述語名や、例外事由のルール に関する自然言語処理がうまくできれば、22.2%の問題が 解けるはずである。ただし、前述したように、Fact Base の 生成容易性に関して、例外的な問題がある。例外となる問 題は、実際に PROLEG を実行してみないと判断が付かず、 時間がかかってしまうため、検証が完了していない。この 検証の結果によっては、解ける問題の割合は下がる可能性 がある。それを踏まえた概算をすると、15%~20%の問題が 自動で解ける見込みである。

6. 議論と展望

今後、自動解答の実現、正答率の向上に向けて、やるべ きことが三つある。

一つ目は、表4に関して述べた、Fact Baseの生成について検証を済ませること。Fact Baseを生成する際に、定数と変数を分類するだけでいい問題がいくつあるかによって、自動解答の可能性は大きく変わる。

二つ目は、問題文の自然言語処理である。これまで我々 が作成してきた司法試験自動解答のための問題文述語項解 析器があり[8][9]、これをさらに PROLEG 生成に適する形 に改善したい。

三つ目は、PROLEG ルールの設計、特に Rule Base についてである。過去問分析の項で、Rule Base トップルールや 例外事由のルールの判断容易性について記述したが、その 判断容易性を、PROLEG のルールを再設計することで改善 できると考えている。PROLEG のルールを、問題文の言語 処理結果と照合しやすい形に変更することを考えている。 例を図4に示す。

[問題文]

書面によらない贈与の受贈者は,贈与者に対して贈与の 履行を求めることができない。

請求権存在(契約成立(贈与,受贈者,贈与者,契約(贈与,受 贈者,贈与者,対象物,平成2年2月2日))).

%Rule Base

契約成立(贈与,_受贈者,,贈与者,契約(贈与,_受贈者,,贈与者,,対象物,,契約成立時))<=

合意(贈与,,受贈者,,贈与者,契約(贈与,,受贈者,,贈与者,, 対象物,契約成立時)).

図4平成22年度短答民事系第22間選択肢ア

図4の問題では、Rule Base トップルールの契約成立()という述語の中に"贈与"という引数があり、契約成立が"贈 与に関する"ことを、引数で表現している。契約成立()という述語は贈与以外にも成り立つ表現であり、この状態では 「贈与に関する契約成立」のルールを探すために、引数ま で解析しなくてはならない。これを改善するためには、ル ールを

贈与に関する契約成立(相手方,_契約主,契約(相手方,_ 契約主,対象物,契約成立時))<=

とするのが理想的であると考えられる。このように、自然 言語処理によって照合しやすい一般的な形にルールを再設 計する予定である。

7. 結論

本研究では、司法試験問題の自動解答へ向けて、論理型 言語 PROLEG を用いたアプローチのために、手動で PROLEGルールが作成された過去問72問の分析を行った。 分析を行うために、自然言語処理を必要としない部分につ いてはプログラムを作成し、自然言語処理ができれば PROLEGの自動生成ができることを確認した。

自然言語処理を必要とする部分について、自動化の容易 性を分析した。問題文と PROLEG ルールの結びつきの難易 度を、自然言語処理が必要な三つの場面についてそれぞれ 難易度の段階を設定して分類した。その結果、全体で 15% ~20%の問題は現状の手法で自動解答できる見込みがある と分かった。

今後は、自然言語処理部分の実装と、解答できる問題を 増やすために、ルールの自然言語処理向け再設計を目指す。 ルールの再設計については、手動で作成されたルールにつ いて、言語処理をしやすいよう、問題文の形式に沿ったル ールや述語の名前に変更する手法を提案した。

謝辞

本研究は JSPS 科研費 17H06103 の助成を受けたもので ある。国立情報学研究所の佐藤健教授及び藤田恵氏には、 過去問の PROLEG 化ファイルの提供、PROLEG の仕組み についてご教示いただいたことを、心から感謝する。

参考文献

[1] M.-Y. Kim, R. Goebel, and K. Satoh, "Coliee-2015: evaluation of legal question an- swering," in Ninth International Workshop on Juris-informatics, 2015.

[2] M.-Y. Kim, R. Goebel, Y. Kano, and K. Satoh, "COLIEE-2016: Evaluation of the Competition on Legal Information Extraction/Entailment," in Tenth International Workshop on Juris-informatics, 2016.

[3] Y. Kano, M.-Y. Kim, R. Goebel, and K. Satoh, "Overview of coliee 2017," Epic Ser. Comput., vol. 47, pp. 1–8, 2017.

[4] M. Yoshioka, Y. Kano, N. Kiyota, and K. Satoh, "Overview of Japanese Statute Law Retrieval and Entailment Task at COLIEE-2018," in Twelfth International Workshop on Juris-informatics, 2018.

[5]I.Bratko (1986) . "Prolog programming for artificial intelligence" Addition-Wesley Publishing Company(安部 憲広(訳)(1990). 「Prolog への入門」近代科学社)

[6]佐藤健,浅井健人,古川昂宗,久保田理広,中村恵,西貝吉晃,白川佳,高野千明, "PROLEG:論理プログラミングをベースとした民事訴訟における要件事実論の実装"

[7]Maria Navas-Loro, Ken Satoh, and Victor Rodriguez-Doncel,"ContractFrames:Bridging the gap between Natural Language and Logics in Contract Law"

[8]R. Hoshino, R. Taniguchi, N. Kiyota, and Y. Kano, "Question Answering System for Legal Bar Examination using Predicate Argument Structure," in Twelfth International Workshop on Juris-informatics, 2018.

[9]R. Taniguchi, R. Hoshino, and Y. Kano, "Legal Question Answering System using FrameNet," in Twelfth International Workshop on Juris-informatics, 2018.